

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月23日

【事業年度】 第94期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

【会社名】 株式会社ツカモトコーポレーション

【英訳名】 TSUKAMOTO CORPORATION CO., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阿久津 和 行

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号

【電話番号】 東京03(3279)1315(代表)

【事務連絡者氏名】 本部経理部経理部長 池 野 正 道

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号

【電話番号】 東京03(3279)1315(代表)

【事務連絡者氏名】 本部経理部経理部長 池 野 正 道

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月28日に提出いたしました第94期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

社外取締役および社外監査役

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

～ 省略

社外取締役および社外監査役

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準は特段設けておりませんが、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べていただける方を選任することを基本的な考え方としております。

また、提出日現在、社外取締役は選任しておりません。社外監査役は2名であります。

監査役碓氷 悟史氏は公認会計士であり、専門的見地から財務報告に係わる内部統制の強化を図るために適任であり、当社の中に人間関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

監査役五十嵐 邦雄氏は豊富な知識と経験ならびに高い見識を有し、法務的観点からリスク管理、コンプライアンス強化を図るために適任であり、当社の中に人間関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

以上のことから、監査体制の独立性および中立性を確保し、客観的に監査意見を表明することが期待できるものと考え、両氏を社外監査役として選任しております。また、社外監査役2名は独立役員として指定しております。

社外監査役は、取締役会に出席するほか、原則として月1回内部監査連絡会を開催しており監査役、監査室、内部統制室で相互連携をはかっており、また、原則毎月1回開催する監査役会において常勤監査役から社外監査役に対して業務執行の状況、監査状況の報告を受け、確認作業を行っております。

これにより、企業統治において果たすべき機能と役割は現状の体制で確保されていると考えております。

(訂正後)

～ 省略

社外取締役および社外監査役

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準は特段設けておりませんが、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べていただける方を選任することを基本的な考え方としております。

また、提出日現在、社外監査役は2名であります。

監査役碓氷 悟史氏は公認会計士であり、専門の見地から財務報告に係わる内部統制の強化を図るために適任であり、当社の中に人間関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

監査役五十嵐 邦雄氏は豊富な知識と経験ならびに高い見識を有し、法務的観点からリスク管理、コンプライアンス強化を図るために適任であり、当社の中に人間関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

以上のことから、監査体制の独立性および中立性を確保し、客観的に監査意見を表明することが期待できるものと考え、両氏を社外監査役として選任しております。また、社外監査役2名は独立役員として指定しております。

社外監査役は、取締役会に出席するほか、原則として月1回内部監査連絡会を開催しており監査役、監査室、内部統制室で相互連携をはかっており、また、原則毎月1回開催する監査役会において常勤監査役から社外監査役に対して業務執行の状況、監査状況の報告を受け、確認作業を行っております。

なお、当社は提出日現在、社外取締役を選任しておりません。社外取締役に期待される外部的視点からの取締役会の監督機能の強化については、社外監査役2名による経営に対する監視機能の客観性・中立性が十分に確保できると考えられ、経営の適切な監視を行うとともに、随時必要な提言、助言及び勧告が行われており、経営の監視機能面において十分に機能する体制が整っていると判断していることから、現状の体制を採用しております。